

第三九回

参第九号

労働基準法の一部を改正する法律（案）

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同条第三項を削る。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に改正前の労働基準法第六十二条第三項の規定による行政官庁の許可を受けている者については、この法律の施行の日から起算して六箇月間は、なお従前の例による。

理 由

女子等の深夜労働の現状にかんがみ、交替制によつて労働させる事業についての深夜労働時間の特例を認めないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。